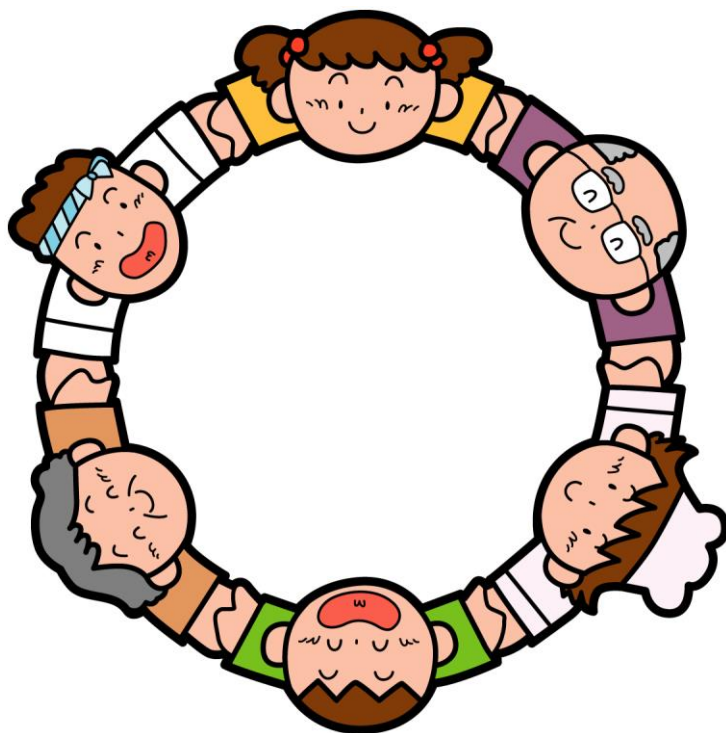


# 町内会・自治会 ガイドブック



瑞穂町町内会連合会

瑞穂町

## もくじ

町内会・自治会	1ページ
地域課・東京都による支援等	4ページ
公共施設の利用	7ページ
各課による支援等	8ページ
加入促進・活動活性化支援	10ページ
回覧板・掲示板	11ページ
町から依頼している委員等	12ページ
役場の担当窓口	16ページ

### 【参考】瑞穂町役場ダイヤルイン番号一覧

	17ページ
--	-------

# 町内会・自治会

## 町内会・自治会とは

---

私たちの生活は、多くの人たちの協力や支えあいにより、成り立っています。町内会・自治会は、住みよい地域社会をつくるために、地域住民の共同性をもとに組織された団体で、自治機能を持ち、公益性のある活動を行っています。

## 町内会・自治会の役割

---

地域に住む人々が、互いに支えあい気軽に協力できる温かい人間関係を育みながら、住みやすい地域づくりを目指し、活動に取り組んでいます。

現代社会における生活は日を追うごとに複雑化し、地域内には個人や家庭だけでは解決できないさまざまな問題が山積しています。こうした中で、少子高齢化、防災・防犯等の諸課題を、地域住民の連携・協力により解決していくことが必要となります。そのため、町内会・自治会は、地域の各種行事や地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを活発に行い、いざというときに協力し合える絆をつくっていく必要があります。

## 活動例

---

町内会・自治会は、住みよい地域をつくるためにそれぞれの地域の住民の方が主体となり活動しています。

- 【防災活動】 防災訓練や防災パトロール、防災資機材の配備など
- 【防犯・交通安全活動】 防犯パトロール、春秋の交通安全運動など
- 【親睦活動】 納涼祭、夕涼み会、バーベキュー大会など
- 【環境美化活動】 缶や瓶などの資源回収や町内清掃など
- 【福祉活動】 日本赤十字社、社会福祉協議会等の福祉関係団体への協力など
- 【会議、広報活動】 各種団体との連絡調整、各種回覧、書類の配布協力など

## 運営・組織

---

1人より2人、単独より連合体のように、多くの人々が協力、協働することで、親睦を深めるための行事や環境を良くするための活動、各町内会・自治会に共通した課題に対応するための活動などがより大きな効果を持つことになり、安全・安心な地域生活を送ることができるようになります。

瑞穂町町内会連合会は現在40の町内会・自治会で構成されており、その活動と運用を円滑に行うため、6つの地区に分けて組織しています。

殿ヶ谷地区	安住町、表町、仲町、中芝町
石畑地区	東砂町、西砂町、丸町、神明町、表東町、表上町、上仲町、旭町
箱根ヶ崎地区	東一丁目、西一丁目、二丁目、東三丁目、中三丁目、西三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、松原町
長岡地区	長岡町、東長岡町、春日町、愛宕町、水保町
元狭山地区	二本木町、駒形町、高根町、富士山町、栗原町、松山町
武蔵野地区	旭が丘自治会、さかえ町、富士見町、南平町

## 町内会・自治会を取り巻く環境

---

少子高齢化、情報化など社会状況が変化する中で、町民の意識の多様化や価値観の変化、また、町民がお互いに干渉を好まないという時代背景、政治や自治に対する無関心層の増加などの要因が重なり、地域社会における連携の希薄化をもたらしています。

そして、従来の町内会・自治会が維持してきた「町民を網羅した組織」、「町民の総意を代表する組織」としての役割が低下してきています。安全で安心できる地域づくり、環境美化運動、弱者救済など地域に密着した諸問題への対応は、行政だけでは地域の細部まで目が行き届かない部分があるため、町内会・自治会の活動が非常に重要となってきます。

今後は、地域の人たちがさらに親睦や交流を深め、地域の共通する諸問題に対し、町民が自ら取り組む必要があります。その際、町内会・自治会の機能・役割を明確にし、地域の町民の理解を得ることが重要です。

## 加入率の推移

平成31年4月現在、町内会・自治会への加入世帯は6,349世帯で、加入率は42.6パーセントとなっています。加入率は、年々減少し、10年間で17.5ポイント下がっている状況です。

加入率低下の原因の一つとして、町外からの転入者や集合住宅入居者が加入しないことがあります。また近年は、既に町内会・自治会に加入していた世帯の脱退も大きな原因となりつつあります。

未加入者には町内会・自治会の行事や活動に参加してもらい、活動内容や必要性を理解してもらうことが加入の促進につながります。そして、既に加入している高齢者を脱退しないように引き止めるためには、役員を回避させるなどの負担軽減を行うことや、高齢者向けの見守り活動や、安心して生活できる取組を行い、脱退しにくい環境を作ることも必要とされています。

町内会・自治会加入率の推移			
年 月	総世帯数	加入世帯数	加入率
平成21年4月	13,511世帯	8,117世帯	60.1%
平成23年4月	13,729世帯	7,750世帯	56.4%
平成25年4月	14,080世帯	7,322世帯	52.0%
平成27年4月	14,382世帯	7,115世帯	49.5%
平成29年4月	14,777世帯	6,703世帯	45.4%
平成31年4月	14,910世帯	6,349世帯	42.6%

# 地域課・東京都による支援等

地域課では、町内会・自治会が実施する事業等に対して、支援を行っています。

また、東京都においても町内会・自治会に対し、さまざまな支援を行っていますので、地域活性化に向け積極的にご活用ください。

## 地域課による支援

---

### ・ 地域づくり補助金

地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、その事業又は活動に対して補助金を交付します。

#### 《 交付額 》

事業又は活動毎に定める限度額を上限とし、その要する費用の4分の3を千円単位で交付します。 ※事業内容は、お問合せください。

#### 《 手続の流れ 》

- ① 「地域づくり補助金交付申請書」、「具体的な事業又は活動説明」、「予算書」、「地域づくり補助金請求書」を提出  
※役員改選した場合は、「代表者（代表者変更）届」、町内会・自治会の会則及び名簿を提出。
- ② 「地域づくり補助金交付決定通知書」の発送  
※交付決定通知の発送と同時に補助金振込の手続き実施。
- ③ 事業の実施  
※事業の写真を忘れずに撮っておいてください。  
※領収書を必ず保管しておいてください。
- ④ 「地域づくり補助金実績報告書」、「事業又は活動の内容」、「決算書」を提出  
※添付書類として領収書（コピー可）、写真等の事業内容が分かるものが必要となります。

・ **町内会等集会施設工事等補助金**

集会施設の維持管理、増改築・改修工事及び修繕に要する費用を補助します。

補助対象	補助金額
町内会・自治会が設置し、維持管理している集会施設でその用地を賃借し、賃料を負担している町内会・自治会	限度額：町内会・自治会が当該土地の賃貸借契約において定める賃料 補助限度額：町長が適当と認める額
町内会・自治会が設置し、維持管理している集会施設の工事等に要する費用	対象：工事費20万円以上 補助率：工事費の10分の8 補助限度額：300万円

《 手続の流れ 》

- ① 事業計画及び見積書を提出  
※翌年度予算への計上が必要となりますので10月頃までに提出が必要となります。
- ② 新年度予算へ計上  
※要望が複数ある場合は優先順位が高い順に予算化できるよう調整を行います。
- ③ 町内会等集会施設工事等補助金交付申請書の提出
- ④ 町内会等集会施設工事等補助金交付決定通知書の発送
- ⑤ 工事等の実施
- ⑥ 補助金等実績報告書の提出

・ **職員地域情報コーディネーター**

町内会・自治会が主催する防災・防犯パトロールや催し物等に職員がボランティアで参加し、町内会・自治会の抱える問題及び課題の情報の収集を行い、町内会・自治会と行政の橋渡しとなるようなきっかけを作るため活動しています。

☎ 問合せ 地域課 557-7608

## 東京都による支援

---

- ・ 地域の底力発展事業助成

多くの地域住民の参加・利用により地域の課題解決を図るための事業や活動などに対して助成をするものです。

- ・ 地域の課題解決プロボノプロジェクト

町内会・自治会が抱えるさまざまな課題やニーズに応じて編成されたプロボノチーム（※）の支援を受け、活動の活性化に直結するサポートや地域の課題解決につながる成果物の製作に取り組むものです。

※企業の社員などの業務景観やスキルを活かしたボランティア活動チーム

- ・ 地域活動支援アドバイザー派遣

地域の課題解決に必要なさまざまな知識をもった専門家を「地域活動支援アドバイザー」として派遣し、町内会・自治会が抱える悩みや課題の解決に向けたアドバイスを行う東京都が支援している事業です。希望するテーマについて講義形式またはワークショップ形式でアドバイスを行い、アドバイザーに対する質疑応答・意見交換をするものです。

☎問合せ 東京都都民生活部地域活動推進課 03-5388-3166





# 公共施設の利用

町内には、町民会館、地区会館及びコミュニティセンター等があり、町内会・自治会の会議や打合せ等にご利用できます。

※町民会館は令和2年3月31日まで休館となります。

施設名	住所	問合せ
町民会館	大字石畑1875	地域課 557-7608
殿ヶ谷会館	大字殿ヶ谷988	貸出責任者 ※貸出責任者が分からない場合は、地域課にお問い合わせください。
石畑会館	大字石畑211	
石畑中央会館	大字石畑1837	
箱根ヶ崎北会館	大字箱根ヶ崎2	
箱根ヶ崎中央会館	大字箱根ヶ崎127	
箱根ヶ崎南会館	大字武蔵3	
箱根ヶ崎西会館	箱根ヶ崎東松原16-3	
長岡会館	大字長岡長谷部248	
長岡南会館	長岡四丁目6-4	
むさしの会館	むさし野二丁目12-6	
武蔵野防災会館	南平二丁目50-15	
武蔵野コミュニティセンター	むさし野一丁目5	570-0555
元狭山コミュニティセンター	大字二本木677	568-0333
長岡コミュニティセンター	大字箱根ヶ崎1180	568-0030
寄り合いハウスいこい	大字殿ヶ谷874-3	556-0151 又は 高齢課 557-7623

## 各課による支援等

役場各課では、町内会・自治会の活動を支援するため、さまざまな支援を行っています。

### 資源物回収実施団体奨励金

---

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、資源物を集団回収する活動に対し、奨励金を交付します。

#### 《交付額》

資源物の回収実績量 × 10円（1kgあたり）

※ 予算の範囲内で町長が認める額

※ 回収した紙類を資源物回収業者に逆有償で引渡したときは、その支払額を加算して交付します。

#### 《手続など》

① 資源物回収団体登録申請書の提出（町内会→環境課）

※ 年度ごとに登録が必要

② 事業の実施（町内会）

③ 資源物回収団体奨励金交付申請書の提出（町内会→環境課）

※ 売買を証する伝票、計量票が必要です。

④ 口座に支払い（環境課→町内会） ※ 申請月の翌月末日まで

☎ 問合せ 環境課 557-7706

### 印刷機の利用

---

社会教育及び生涯学習の活動を支援するため、町が管理する印刷機を利用することができます。

#### 《印刷機設置場所》

スカイホール、生涯学習センター、

武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンター

#### 《手続など》

① 印刷機利用団体登録申請書の提出（町内会→社会教育課）

- ② 印刷機利用団体登録登録証の発行（社会教育課→町内会）  
※有効期間：原則4月1日～翌年3月31日
- ③ 印刷機の利用（町内会）※施設の管理者に登録証を提示

☎問合せ 社会教育課 557-6695

## **社会教育備品貸出**

---

社会教育活動の奨励のため、教育委員会が管理する社会教育の用に供する備品を無料で貸し出します。

### 《主な貸出備品》

綿菓子製造機、餅つきセット、氷かき機、ポップコーン製造機、輪投げ、グランドゴルフセット、イベント用テント、イベント用机・椅子、展示用パネル、プロジェクターセット、ポータブルアンプセット  
ほか多数

### 《手続など》

- ① 社会教育備品貸出申込書の提出（町内会→社会教育課）  
※使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前まで  
ただし、子ども会が主催の事業実施の場合は、使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日の3日前まで
- ② 社会教育備品貸出承認書の発送（社会教育課→町内会）
- ③ 備品の使用（町内会）※貸出期間：7日以内

☎問合せ 社会教育課 557-6695

# 加入促進・活動活性化支援

町内会・自治会の活動紹介リーフレットや啓発物品の配布、気軽に加入の意思を示すことができるはがきタイプの加入申込書の配布を行っています。また、町内会・自治会の紹介や活動内容を説明し、加入することの必要性や町内会・自治会が身近な存在であることを知っていただくための活動などを行っています。

また、地域の課題解決に向け必要な知識をもった専門家を招き、町内会・自治会が抱える悩みの解決に向けたアドバイス、先進的な事例の紹介を通じた課題への対応策などのアドバイスをいただき、地域コミュニティ活動の推進や地域のリーダーとしての活動支援をするため「地域コミュニティを考える会」を開催しています。

町でも役場住民課窓口において、転入者向けに町内会・自治会加入促進チラシや町内会・自治会会長名簿を配付し、町内会・自治会の加入を促進しています。

※リーフレットや啓発物品をご希望の場合は、地域課までご連絡ください。

## 活動紹介リーフレット

**瑞穂町**

# 町内会・自治会に加入しましょう

**町内会・自治会とは？**  
町内会・自治会とは一定の地域に住む人々が、より住み良い地域づくりを目指し活動に取り組んでいる自主的な団体です。

**町内会・自治会に加入するには？**  
居住地域の町内会長・自治会会長を紹介致しますので下記までお問い合わせください。

**町内会・自治会に関するお問合せ**  
瑞穂町町内会連合会  
《事務局》〒190-1292 瑞穂町大字権杖ヶ崎 2335  
瑞穂町住民部地域課 TEL.042-557-7608

**町内会・自治会ではこんな活動をしています。**  
地域のさまざまな課題をみんなで解決し心なごおほっとするまちをめざしましょう！

- 環境美化運動**  
缶やビンなどの資源の回収や町内清掃など、きれいな町づくりに取り組んでいます。
- 防災活動**  
いざという時には地域でのつながりが大切です！防災訓練や資器材の配備など災害に備えて日頃から活動しています。
- 防犯・交通安全運動**  
防犯パトロールや春秋の交通安全運動など安心して生活できるよう活動しています。
- 情報交換**  
町や地域の生活に役立つ情報を回覧板や掲示板などにより提供しています。
- 親睦活動**  
隣近所との心のふれあいが一番！盆踊り大会や餅つき大会など、誰でも気軽に参加できるイベントを実施しています。

**みなさんの加入をお待ちしております!!**

# 回覧板・掲示板

## 回覧板

現在は、多くの情報をテレビ、新聞、インターネットなどで知ることができますが、町内会・自治会を通じた回覧板や近隣の方からの口コミ情報も、地域の情報源として重要です。

町から依頼する以外にも学校、警察署、消防署や工事業者などからも回覧の依頼がある場合もあります。

- ※ 回覧板が古くなりましたら新しいものに交換してください。
- ※ 在庫が不足した場合は地域課までご連絡ください。

## 掲 示 板

町や他の官公署のポスター等の広告物を掲示するために設置してありますが、これらを掲示することに支障がない場合は、住民相互の情報提供のためのポスター等を掲示することができますので、町内会・自治会やコミュニティ活動のお知らせにご利用いただけます。

- ※ 公序良俗を乱すもの、政治活動及び宗教活動のもの、営利を目的としたもののほか、個人的な活動に関するものは掲示できません。
- ※ 掲示板が傷んできたなど修理が必要な場合は地域課にご連絡ください。
- ※ 掲示板の位置を変えたいなど掲示板を移設する場合は、事前に移設先等をご検討の上、地域課にご連絡ください。



## 町から依頼している委員等

町では、町民のみなさんの意見を行政に取り入れるために、多くの委員会、協議会等を町民参画で行っています。それらの委員会等に、町内会・自治会から委員を推薦していただけるようお願いすることがあります。

### 町内会に推薦を依頼している役職・委員

---

- 行政連絡委員

行政事務の円滑な運営を図ることを目的とし、町内会・自治会に限らず、地域内の住民と行政とを結ぶパイプの役割を担います。

☎問合せ 地域課 557-7608

- 防犯活動推進員（男性防犯）及び女性防犯指導員（女性防犯）

地区ごとの防犯パトロールや町の行事等で防犯啓発活動（啓発品、チラシ等配布）をします。

☎問合せ 地域課 557-7610

- 交通安全推進協議会委員

交通安全思想の普及啓発等を図ることを目的とします。

☎問合せ 地域課 557-7610

- 健康づくり推進委員

地域に根差した健康づくり活動を積極的に推進することを目的とします。

☎問合せ 健康課 557-5072

### 町内会連合会会長を充て職としている審議会・委員会等

---

- 表彰審査会委員

町長の諮問に応じ条例により表彰しようとする者の適否を審査して町長に答申することを目的とします。

☎問合せ 総務課 557-0531

- ・ **国民保護協議会委員**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、瑞穂町国民保護協議会の組織及び運営に関し協議することを目的とします。

☎問合せ 地域課 557-7610

- ・ **防災会議委員**

瑞穂町地域防災計画の作成及びその実施を推進することや町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することなどを目的とします。

☎問合せ 地域課 557-7610

- ・ **産業まつり実行委員会委員**

町民相互の融和を図り、心のふれあう町づくりをめざすと共に、町内の産業振興を図るため、「瑞穂町産業まつり」を実施することを目的とします。

☎問合せ 産業課 557-7633

- ・ **文化賞表彰審査会委員**

瑞穂町の文化振興のため、文化活動の業績顕著な者を表彰することを目的とします。

☎問合せ 社会教育課 557-6695

- ・ **スポーツ賞表彰審査会委員**

瑞穂町のスポーツ振興のため、スポーツ競技において顕著な成績を収めた者を表彰することを目的とします。

☎問合せ 社会教育課 557-7071

- ・ **駅伝競走大会実行委員会委員（会長及び副会長）**

駅伝競走大会の運営に係る事項について協議することを目的とします。

☎問合せ 社会教育課 557-7071

## **町内会連合会に選出を依頼している審議会・委員会等**

- **水・緑と観光を繋ぐ回廊計画推進協議会検討部会**(町内会連合会役員から2名)  
狭山丘陵をはじめとした自然環境資源や郷土資料館などの郷土資料館などの拠点施設を結びつけ、それぞれを巡りやすくすることで、観光の振興を図ることを目的とします。  
☎問合せ 企画課 557-7468
- **自主防災組織連絡協議会**(町内会連合会役員)  
各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることにより、その健全な発展と町民の防災意識を高め、地域の防災体制の確立に寄与することを目的とします。  
☎問合せ 地域課 557-7610
- **安全・安心まちづくり協議会委員**(町内会連合会役員から1名)  
安全・安心まちづくりを推進することを目的とします。  
☎問合せ 地域課 557-7610
- **廃棄物減量等推進審議会委員**(町内会連合会役員から1名)  
廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議することを目的とします。  
☎問合せ 環境課 557-7706
- **青少年問題協議会委員**(町内会連合会役員から1名)  
総合的に青少年問題を調査検討し、その対策の重点的な実施を促進することを目的とします。  
☎問合せ 社会教育課 557-6695



## **町内会・自治会会長を充て職としている審議会・委員会等**

---

- ・ **社会を明るくする運動実施委員会委員**

すべての町民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くことを目的とします。

☎問合せ 福祉課 557-7620

## **その他**

---

- ・ **民生委員・児童委員**

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として主に高齢者・障がい者・生活困窮者等、地域に関するさまざまな相談に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう児童相談所、子ども家庭支援センターや学校と連携して活動しています。

☎問合せ 担当地区の民生委員・児童委員

担当地区の民生委員・児童委員が不明な場合

事務局 福祉課 557-7620

## 役場の担当窓口

町内会・自治会と関わりの深い窓口は以下のとおりです。

用件	担当窓口	問合せ
町内会・自治会に関すること	地域課 地域係	557-7608
町内会の掲示板・回覧板に関すること	地域課 地域係	557-7608
消防団活動に関すること	地域課 安全係	557-7610
自主防災組織に関すること	地域課 安全係	557-7610
防犯・交通安全に関すること (交通安全推進協議会に関すること)	地域課 安全係	557-7610
防犯灯の設置・維持管理に関すること	地域課 安全係	557-7610
街路灯の設置・維持管理に関すること	建設課 管理係	557-7641
放置自転車の通報に関すること	環境課 環境係 (リサイクルプラザ内)	557-0544
ごみの収集に関すること	環境課 清掃係 (リサイクルプラザ内)	557-7706
粗大ごみの申込みに関すること	環境課 清掃係 (リサイクルプラザ内)	557-7612
一斉清掃に関すること	環境課 環境係 (リサイクルプラザ内)	557-0544
公園の使用に関すること	建設課 公園係	557-7659
担当課が不明な場合	総務課 総務係 (代表)	557-0501

※瑞穂町暮らしの便利帳もご活用ください。

## 瑞穂町役場ダイヤルイン番号一覧

部名	課名	係名・施設名	ダイヤルイン番号
議会事務局		議事	557-7693
企画	企画	企画	557-7468
		財政	557-7483
	秘書広報	秘書	557-0502
		渉外	557-7476
		広報	557-7497
	総務	総務	557-0531
		職員	557-7492
		法制	557-7495
	管財	管財	557-7486
		契約	557-7487
住民	住民	住民	557-7548
		国保	557-7578
	税務	住民税	557-7519
		資産税	557-7528
		納税	557-7529
	地域	地域	557-7608
		安全	557-7610
		危機管理担当	557-8315
		西蔵野コミュニティセンター	570-0555
		元嶽山コミュニティセンター	568-0333
		長岡コミュニティセンター	568-0030
	環境	環境	557-0544
		清掃	557-7706
リサイクルプラザ		557-5364	
福祉	福祉	福祉	557-7620
		障がい	557-0574
	子育て応援	子育て支援	557-7624
		保育・幼稚園	557-8658
		児童館	557-7766
		子ども家庭支援センター	568-0051
	高齢	高齢	557-7623
		介護	557-0594
	健康	健康	557-5089
保健		557-5098	

部名	課名	係名・施設名	ダイヤルイン番号
都市整備	都市計画	計画	557-0599
		区画	557-7662
			557-7663
	建設	下水道	557-7681
		管理	557-7641
			557-7664
			557-7648
		公園	557-7659
	産業	農政	557-7630
		商工	557-7633
会計課		会計	557-7684
教育	教育	庶務	557-6682
		学務	557-6683
	指導	指導	557-6694
		教職員	557-7058
	社会教育	推進	557-7070
		体育	557-7071
	図書館	図書館	557-5614
		郷土資料館	568-0634

---

「町内会・自治会ガイドブック」

令和元年5月発行

瑞穂町町内会連合会事務局

瑞穂町住民部地域課地域係

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2335番地

電話：042-557-7608（直通）

F A X：042-556-3401（代表）

Eメール：[tiiki@town.mizuho.tokyo.jp](mailto:tiiki@town.mizuho.tokyo.jp)

---